

消費者カクイズ! クリーニング・オフ

次の問題、○×どちらでしょう?

- 1 インターネット通販で申込んだ洋服。8日以内ならばクリーニング・オフできる。
- 2 訪問販売で契約した屋根の工事。契約して3日目に工事が完了。もうクリーニング・オフできない。

答え合わせです。

- 1 ☒ × 通信販売で申込んだ契約は、クリーニング・オフの対象外です。
- 2 ☒ × 工事が完了していても、8日以内ならクリーニング・オフが可能です。

クリーニング・オフ

・訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、8日以内であれば無条件で解約できる制度。
・店舗購入やネット通販、テレビショッピング等で購入した場合は、対象外となります。
・その他にもクリーニング・オフの対象外となる商品もあります。
「クリーニング・オフができるかな?」と悩んだ際は、早めに消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

- 射水市消費生活センター(生活安全課内)
月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
- 富山県消費生活センター高岡支所
(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)
月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
- 消費者ホットライン ☎188



11月30日(いいみらい)は
年金の日です

「ねんきんネット」を利用し、ご自身の年金記録や年金見込額が確認できます。将来の生活設計について考えませんか。
詳しくは日本年金機構ホームページでご覧になれます。

11月上旬に、控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(ご家族の分も含む。)その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された方に対し、日本年金機構本部から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。
年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。
なお、令和3年10月1日～12月31日に、今年初めて保険料を納付された方へは、令和4年2月上旬に送付されます。

令和3年に保険料を納め始めた時期	控除証明書の発送時期
令和3年1月1日～9月30日	令和3年11月上旬
令和3年10月1日～12月31日	令和4年2月上旬

問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-1003-1004
050から始まる電話でおかけになる場合は、
☎03-6630-2525

控除証明書は再発行ができます。基礎年金番号がわかるものをお手元に準備し、右記の問合せ先へご連絡ください。1週間程度でご自宅へ再送付します。

お急ぎの場合は高岡年金事務所へご連絡ください。

高岡年金事務所 ☎21-4180
(音声案内は②→②番)

出張年金相談

場所…射水市本庁舎1階104相談室
日時…11月16日(火)
午前10時～午後3時
予約…高岡年金事務所
☎21-4180
(音声案内①番→②番)

事前に予約をお願いします。
※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。

